

学校および寄宿舍における薬の取扱いについて

学校及び寄宿舍（以下学校）での薬の使用は、保護者・本人の責任の下に行っています。

薬の使用について介助が必要な場合は「薬依頼書」（内服・頓服）と「薬剤情報提供書」（薬の説明書）を御提出ください。下記の内容を御理解いただき、より安全で自立した生活に向けての健康管理を行うため御協力をお願いいたします。

1 学校・寄宿舍における薬の取扱い

- (1)教職員が学校で生徒に薬を使用することは、認められていません。（医師法第17条）
- (2)学校で薬を使用する必要があり、医師の処方を受けて保護者から薬の使用の依頼があった場合、教職員は生徒が薬を使用することを介助することができます。
- (3)薬の使用・管理について教職員の介助を必要としない場合であっても、生徒が学校で薬を使用する場合は保護者からの届け出が必要です。
- (4)薬の取り違いや誤った使用を防ぐために「薬の準備についてのお願い」（別紙／届け出があった方に配布）に従い、保護者と本人が薬の準備をしてください。学校・寄宿舍では本人からの申し出に従って薬を渡します。
- (5)定期薬については薬の変更が無くても、原則として毎年4月に依頼書の内容を確認し、新たに提出していただきます。また、変更がある場合は、適宜依頼書等の訂正・再提出をお願いします。
- (6)服薬に関して不明な点など確認が必要な場合には、随時保護者連絡いたしますので御了承ください。

2 必要な提出書類

	薬の例	提出書類等
① 内服薬	(定期薬) 抗けいれん薬、抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、 <u>毎日定時に使用する薬</u>	・薬依頼書(保護者が記入) ・薬剤情報提供書のコピー(お薬手帳のコピーでも可) ・予備のお薬(3日分程度)
	(臨時薬) かぜなどで期間が <u>短期間で一時的に使用する薬</u>	
② 外用薬	(定期・臨時薬) アトピー性皮膚炎などのアレルギーまた、その他臨時に処方される外用薬	(自己管理の場合) ・薬剤情報提供書のコピー(お薬手帳のコピーでも可)
		(介助などが必要な場合) ・薬依頼書(保護者が記入) ・薬剤情報提供書のコピー(お薬手帳のコピーでも可)
③ 頓服薬	けいれん発作や喘息発作、鎮痛剤等で、 <u>応急処置として使用する薬</u> (てんかん発作時の坐薬など)	・薬依頼書(保護者が記入) ・薬剤情報提供書のコピー(お薬手帳のコピーでも可) ・必要に応じて医師の指示書

※原則、外用薬は自己管理です。また医師の処方外の一般市販薬・サプリメントなどは、お預かりできません。

※薬依頼書を本校公式ホームページ「保護者向け文書」より、ダウンロードすることができますので、必要な薬依頼書を印刷し必要事項を記入し提出して下さい。

http://www.sapporokoutouyougo.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=145

